

民法第4部(債権各論)

2006年度試験問題

2007/2/2

松岡 久和

次のⅠ・Ⅱの両方の問題に答えなさい。

Ⅰ 2005年9月1日、Yは、Xから、期間2年、賃料月額10万円（初回賃料を除き、前月末までにXの指定銀行口座への振込みで支払う）、敷金30万円という約定で、本件アパートの一室甲を借りる契約（以下、本件契約という）を結び、敷金30万円と9月分の賃料をXに支払って、Xから甲の引渡しを受け、以後、甲に居住している。

ところが、2006年6月の梅雨時に地震があり、その影響で、甲に雨漏りが生じて、Yの所有する家具乙がいたんでしまった。そこで、Yは、10万円の修理代金を支払って、家具店に乙を修理させた。

Yが、Xに対して、甲の雨漏りの原因の修補と家具の修理代金10万円の賠償を求めたところ、Xは、本件契約には「壁や建具の修理は賃借人の負担とする」旨の特約があることを理由に甲の修補を拒み、また、Xには甲の修補義務がないことから損害賠償の責任も負わない、と主張した。

そこでYは、工務店に依頼して、20万円を支払って天井裏と壁の亀裂を修補させた。工務店の調査によると、亀裂の原因は、2000年の本件アパート建築時に手抜き工事があったためらしいことがわかった。Yは、Xに対して、合計30万円の債権を取得したから、賃料債務と対当額で相殺するとの通知を行い、7月分から9月分までの賃料を振り込まなかった。

9月2日、Xは、Yに対して、同月末までに延滞した3か月分の賃料を支払わなければ、本件契約を解除すると通知した。Yは、9月29日に10月分の賃料を振り込んだが、Xの求めた3か月分30万円の賃料は振り込まなかった。そして、Yは、Xに対して、前記の相殺の主張を繰り返したほか、万一相殺が認められない場合には、Xに預託してある30万円の敷金を未払賃料に充当するよう主張した。

10月3日、Xは、Yに対して、本件契約の解除を主張して、甲を明け渡すよう求めた。これ以後2007年2月2日現在まで、Yは、甲に居住し、毎月の賃料の振込みは続けている。しかし、Xは、明渡訴訟の提起を検討しており、さらに、仮にこの解除の主張が認められないとしても、トラブル続きのYにはもう貸すのが嫌になったので、2007年9月には、本件契約を更新せず、Yに退去を求めたいと考えている。

本件の紛争について、Xの主張が認められるか否か、理由を付して、述べなさい。

II 次の事件の事実の概要と判決を読んで、医療過誤訴訟の特色を踏まえたうえで、この判決の意義と問題点について論じなさい。

【事実の概要】

Aは深夜具合が悪くなり、Y病院の夜間救急外来でB医師の診察を受けた。B医師は、Aの症状に狭心症の疑いを持ちながらも、急性腭炎と誤診して、ニトログリセリンを投与するなどの胸部疾患の可能性のある患者に対する初期治療を行わなかった。Aは、明け方に死亡した。そこでAの妻Xが、Yに対し、診療契約上の債務不履行又は不法行為に基づき、損害賠償を求めた。

【判決】

請求を認容した原審を是としてYの上告を棄却。

「本件のように、疾病のため死亡した患者の診療に当たった医師の医療行為が、その過失により、当時の医療水準にかなったものでなかった場合において、右医療行為と患者の死亡との間の因果関係の存在は証明されないけれども、医療水準にかなった医療が行われていたならば患者がその死亡の時点においてなお生存していた相当程度の可能性の存在が証明されるときは、医師は、患者に対し、不法行為による損害を賠償する責任を負うものと解するのが相当である。けだし、生命を維持することは人にとって最も基本的な利益であって、右の可能性は法によって保護されるべき利益であり、医師が過失により医療水準にかなった医療を行わないことによって患者の法益が侵害されたものといえることができるからである。

原審は、以上と同旨の法解釈に基づいて、Bの不法行為の成立を認めた上、その不法行為によってAが受けた精神的苦痛に対しBの使用者たるYに慰謝料支払の義務があるとしたものであって、この原審の判断は正当として是認することができる。」

(最判平成12年9月22日民集54巻7号2574頁＝『民法判例集』119狭心症患者急死事件)

以上